

# きびのさと

NO106 月刊

第六卷 支那書庫 昭和四十二年四月一日 発行 (非売品) 岡山県部誌研吉備時東町一三五(宇治方) (電話四三七) 吉備 観光協会

## 戸川肥後守遠安の墓標

庭敷藩主初代戸川遠安の墓は現在妹尾町の日蓮宗菩提山盛隆寺にある戸川氏歴代の廟所にあるが、東京の池上本門寺の塔中不変山永拜院にもある。前者はもと庭敷の覚如山不変院にあつたが後ちにここに移葬した。後者の永拜院の墓は寺境内の中史にある宝篋印塔に於て下部の角石に

「寛永第四卯年 前 戸川肥後守 不変院 覚如 居士 息男 土佐守 起之

十二月廿五日 畢し

とある。覚如の右傍の「日真しは極川領主六代戸川禪正遠義が文政九年十二月廿五日遠安の二百年遠忌に日号をなかつたので身延山五十七寺日辨上人から進贈せられたことはさきに述べたが後世墓にほり込んだものである。土佐守は嫡男の二代藩主正安の位である。肥後守の墓石の右側に少し小さい同形同質の墓石がある。墓名に「寛永第二丑曆 戸川肥後守娘 正法院殿日性神尼 孝子 市蔵 起之 七月四日 入寂 畢し」とある。これは正安の姉で、初め同族戸川又左エ門進令に嫁ぎ後々故あつて離別して死となり生涯を終つた夫人の墓である。孝子市蔵は正安の幼名であるこの夫人の墓は郷里に鬼当らないので江戸の戸川下屋敷に止まつたらしく、父の遠安の死の二年前に没しているのが孤独の娘女に特別の愛情を持ち遺言によつてその傍に建てたものと推察せられる。

この永拜院は本門寺の大檀越肥後守遠安の岡墓になるもので、もこの地は戸川家の下屋敷のあつた所である。遠安は深く本門寺の日遠上人に帰依し、下屋敷五千坪を寄進して日遠上人の隠居所に當てようとしたが、慶長九年に上人は身延山の法灯を継ぐこととなり本門寺を去り、その高弟の日東上人が嗣法した。ところが同十三年に宗門の論争が起り、日遠上人はその罪を蒙つて阿部河原で處刑せらるる事態にまで發展した。これが慶長の法難といつてゐる。この事件は徳川家康の愛妾お万の方の努力で難は逃れたが、日遠上人は身延を退いて山梨県大野の普連寺へ隠世したのである。此れから十六年を経て日遠上人を慕う肥後守遠安の念願によつて日東上人が中心となつて一寺院を興したのがこの永拜院である。工事は寛永元年から二年に亘り完成したと伝えられる。當時は日東上人に因んで蓮泉院となへてゐたが、後ち寛永五年の頃に永拜院に改められたのである。

(徳川家康を諒得せしめたお万の方)といふのは日蓮宗の信厚が日遠上人の法語に心服し深く帰依してゐたので、上人の遭難を聞いて驚き、自ら死の白装束を着て江戸に至り家康に謁して「おれ日遠を處刑するならば、先づ余の首を刎ねしからば後ち處刑せよ」と厳しく家康に迫つたので、流石の家康も返す言葉もなく赦したという。時の藩首に「お万の口口口の死は長いよー江戸まで」とくし。とはやされた。女性の執念といふか、鉄石心腸は当今も羨りなく、否それ以上のものがある。

× 本門寺境内の経蔵附近に宇喜多家の老臣であつた高一万八千石花房正徳の孫、正成の一族累代の墓所がある。正成は志摩守高六千石猿掛領主(矢掛町)になつた。その子幸次志摩守は高九千五百石を食み、戸川遠安の女を室としてゐる。本家は高松領主(高松町)に似て、戸川の如く其に熱心な日蓮宗の信者である。

- ① 寺。天台宗真如院である。神佛混淆時代には新宮社の別当を勤仕していた。
- ② 社。新宮社である。吉備津彦命の御傍經武吉備津彦命の孫の吉備武彦命を祀る社であつたが、明治四十三年三月に吉備津神社に合祀し、いまは廢社になつてゐる。
- ③ 城址。往昔の賀陽氏の旧邸址と傳えらる。いま周囲に土堤と濠堀のあとがある。
- ④ あか地蔵。昔は御堂があつたがいまはない。草叢のなかに元禄五年二月廿一日大飼長太郎童子の銘がある。思ふに川入本村大飼家の先祖ではなかつたか。
- ⑤ 八幡。いま中田の祇園宮とつてゐる。
- ⑥ えや。(町家) 絨屋心町の給かきが住んでゐた。
- ⑦ クワンヌキ。木の門を設け日暮には閉じ、日出には開いて平野村方面から夜間に入ります。水戸とむかう。
- ⑧ 籠屋敷。昔唯一の乗物である。後ちの人力車の詰所、いまのフククシーレの敷と同じで、旅人の便を計つてゐた。
- ⑨ クワンヌキ。⑦と同じく、花尻村方面からの夜間出入の取締りに備えてゐた。即ち備前の直丸花尻、一宮村への往還の道路である。
- ⑩ ヒモノヤ。(町家) 手物屋のこと。魚などの手物を商売してゐた。
- ⑪ 米ヤ。(町家) 米屋にして米穀類を商売してゐた。
- ⑫ 角ヤ。(町家) 角屋太郎介とつう旅宿屋があつた。
- ⑬ 八幡。いまの中津川の氏神八幡神社である。結団にはいまの真言宗の信仰する須佐之男神社はなく、後世の鎮座である。八幡神社は昔信成寺が別当取であつた。宗教別には二氏神のあるのは全国的にも珍らしい。しかるに神官が奉仕してゐる。
- ⑭ クワンヌキ。⑦と同じ。川入村方面からの夜間出入りの取締りに設けたものである。即ち宮内村板倉村への往還の要路である。
- ⑮ 山上源五兵衛、馬廻、高百五十石の武家屋敷である。
- ⑯ 篋ヤ、池ヤ、島屋惣兵衛。(町家) ⑰ 篋ヤ。平松又大夫(町家)
- ⑰ 日蓮宗。法正山信成寺である。この寺は戸川初代藩主達安の母君である信成院殿日友神尼の菩提寺である。当山に祭る鬼子母神は日友神尼の護身佛と伝えられてゐる。
- ⑱ 魚ヤ (町家) 鮮魚を商売とする。
- ⑲ 馬場伯玄、町医者等の屋敷。⑳ 橋本屋文右エ門(町家) 商業は不明。
- ㉑ 高松。高松場にして藩の御館を据えし堀川方から往來する人々に固執せしめた。
- ㉒ 侍屋敷。㉓ 湯津千兵衛。馬廻。高八十石。㉔ 大寺門。㉕ 奈良系(橋原) 考右エ門。惣奉行、高二面四十石。㉖ 國富源左衛門、鉄砲足輕二十人持、高五百五十石(司馬羽村)
- ㉗ 戸川源兵衛安吉 家老 高五百石(司馬羽村) この人は戸川正安の弟で、正安が寛文九年五月廿二日六才で病死した際使者として江戸へ行つた。日蓮宗僧如山不変院。戸川氏の菩提寺にして、もと初代達安、二代正安などの墳墓があつたが戸川氏が旗本に移つてから妹尾の望隆寺に移葬した。当山は領内の同宗首座にあつて神佛混淆時代には庭殿町の氏神八幡神社の別当取を勤仕してゐた。
- ㉘ 高松。㉙ と同じく御布告を掲示し備前方面から往來する人々に固執せしめた。俗に札場といふ。㉚ 堂。いまの観音堂で、臨濟宗松林寺の管理である。
- ㉛ 寺。年代は詳かでないが栗坂村にあつた定鉢寺をここに移して再興したといふ。更に元禄年間板倉氏が庭殿へ入封して不変院の北に移し松林寺に改め新觀寺に定めた。片宿村。いま米町の南裏に片宿の地名がある。昔は南北に長い地域であつたりらしい。

④ 西山善右エ門 鉄砲足輕 二十人持 高三百五十石。

⑤ 角南五郎兵衛平八 高二百三十石。⑥ 山本八右エ門 馬廻 高百九十石。

⑦ 水手門であり裏門でもある。⑧ 河田兵右エ門九大夫 寺社奉行 高二百四十石。

⑨ 井上八郎右エ門 馬廻 高百五十石。⑩ 中根五右エ門 取巻 禄高不明。

⑪ 寺嶋六平右エ門 先頭水子 六人持 高三十石。

⑫ 回富志左エ門守平 馬廻 高二百五十石。⑬ 加地山右エ門 近侍役 高二石。

⑭ 龍浦兵右エ門 近侍役 高百石。⑮ 黒政喜兵衛 武器支配 高五十石。

⑯ 戸川新右エ門探吉 鉄砲足輕 二十人持 高三百石。

⑰ 戸川又左エ門守之丞 家老 高九百三十石 (司家坂村)

⑱ 戸川ニ代藩主土佐守正安の御屋敷である。戸川氏除封の後、田池にある弁天堂や後

方に祭祀した板倉氏の守護神の清山神社、堀割りを二流に穿ちて葎野を設けた家中屋

敷との掩蔽にするなど、かなり地形は変更しているが、歴代の藩主の御屋敷跡はかわ

らない。⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

信言宗(慶言宗)。ソまの金草山観音院である。岡基は古いようであるが、中興は早

前領主戸川氏の家臣であった数田氏の先祖、数田甚兵衛正長が万治の頃に私財を投じ

て再建した。

⑳ ソまの臨濟宗清水山應徳寺の前身にして、往時は寺院の列外で、わづか余一の堂

をあつたらう。㉑ 戸川玄蕃様御屋敷に通ずる道であるが、撫川領主に移封して、

ここに大手門を設けた。太鼓橋がある。㉒ 古城址。もと毛利氏に属した松山城主三

村氏が永禄、元龜の頃に築いた庭瀬古城址といわれ、ソまに城の石がきや瀬池が昔の

ま、の姿を現存している。天正十年織田、毛利両軍の高松城合戦后この地は備前守喜

多氏の領有する處となり廢城。その重臣岡 豊前の支配で古城址の東に接してソまの

庭瀬御屋敷の地に新しく城廓を築いて海上からの舟便を設けて城下に通じ物貨の交流

に努めたのである。

㉗ 戸川玄蕃様御屋敷並に会所。玄蕃は正安の嫡男で三代藩主になつた安宣である。この

会所は大手門を入つた会所と違つて重要な藩政の時に主腦者たちが集まつた会所とした。

㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

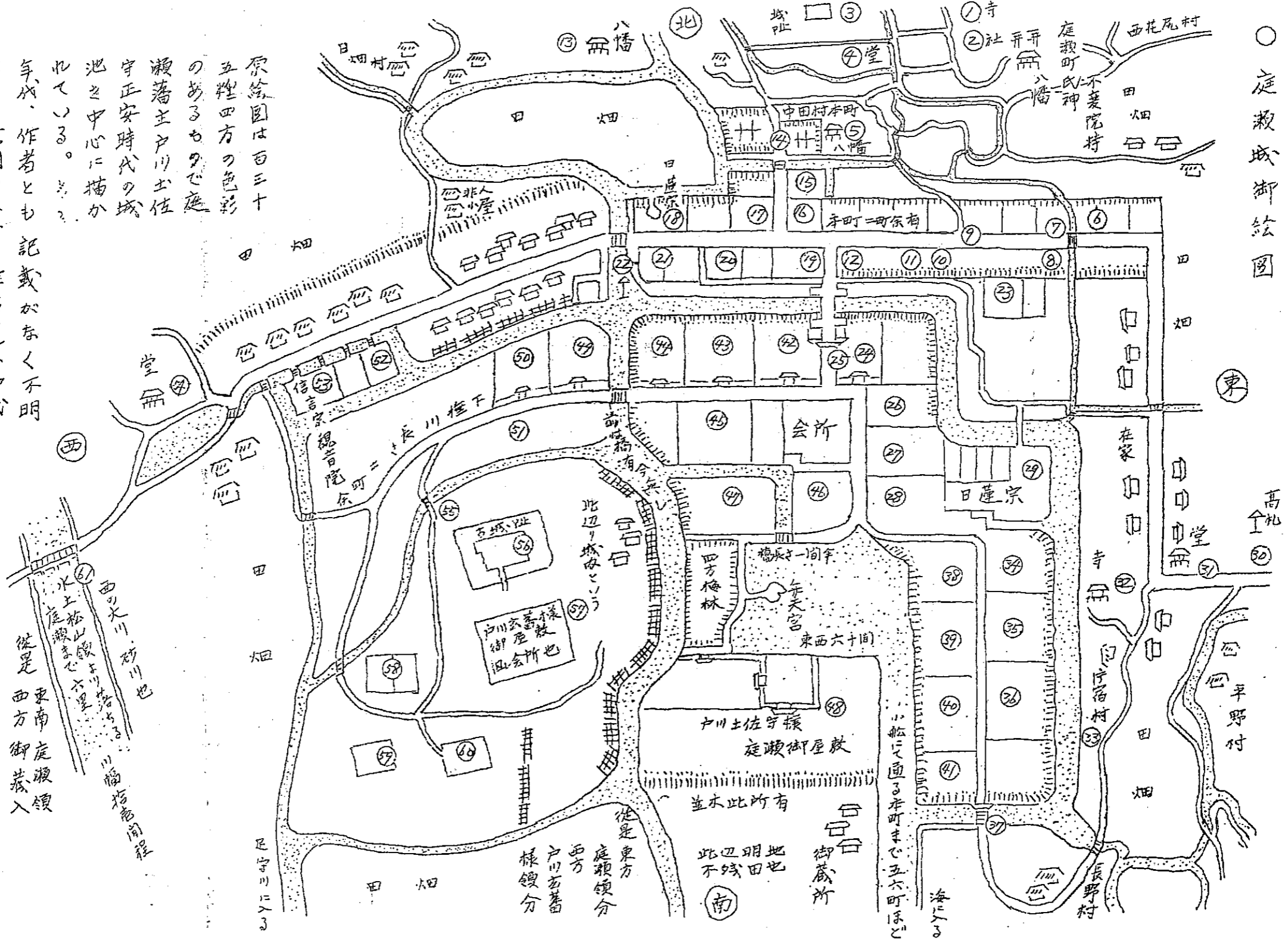
㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊼ ㊽ ㊾ ㊿

○庭瀬城御絵図



原絵図は百三十  
五程四方の色彩  
のあるもので庭  
瀬藩主戸川玄佐  
守正安時代の城  
池を中心を描か  
れてゐる。  
年代、作者とも記載がなく不明  
なるも絵図の上から推察し、四代  
戸川経経助安風が早北時代の傍ら藩達富の時、城池を分割して桂川領主旗本に封  
した庭室の末頃の作と思われ。当時の城廓並に家中屋敷の概図を知り上に御  
おとして最も貴重な資料である。

西の大河、砂川也  
水上松山領主川橋村御屋敷  
庭瀬  
東南庭瀬領  
西方御蔵入

足守川に  
足守川に

庭瀬領分  
西方  
戸川玄蕃  
様領分

此地明地  
不城田也  
並木此所有

小船に通る平野まで五六町ほど

高札  
堂

平野村

在家

日蓮宗

会所

庭瀬御屋敷  
戸川玄蕃  
御庭

庭瀬御屋敷  
戸川玄佐守様

庭瀬御屋敷  
戸川玄蕃  
御庭

城址

日畑村

畑

畑

畑

畑

畑

畑

畑

畑

畑

○ 板倉源津守勝弘 (その二)

幕府時代の身分は士、農、工、商の四民にわけられていたが、明治二年に大政奉還と共に華族、士族、平民の三身分に定められた。華族は主として公卿や大名及び制度は公侯、伯、子、男の五爵に分けた(これは明治十七年に改定された國家に勲功のあつたものも加えられた)。士族は藩士や幕臣である。士族にも身分に依りて士族、卒族の二等級に分かれた(卒族は後ちに平民になつた)。平民は農工商の身分のものである。勝弘は華族に列せられて子爵となり、庭瀬藩知事に就任した。禄高は四二万石の千分の一の二十石に減せられた。そして諸臣には旧禄高に準じて全禄や公債を與えて主従関係は分離して將來の生活を保証した。当藩制によると一等級は上士族として家禄四十石依が給與された。この時新政府から直書をもつて身分制度にフツて命令があつたので藩知事は旧臣たちによくその趣旨を説明し、これを遵奉し輕卒を行働のないよう充分懐むよう説諭がなされた(明治二年六月全回人口調査表によると皇族、華族、士族、卒族、平民、神官、僧侶(尼僧)職多、非人の區別があつて總人口は三三六二万五六四〇人になつてゐる。そして武士は御用する刀を廢し、すべて子ヨシマゲを切つて頭髮を短かくし、百姓町人などに苗字使用が許された。同三年には人間扱をされつゝなかつた穢多非人の種のあるものは皆平民に歸入した。しかしこの制度は後に華族を除いて平等となり更に昭和二十二年に華族制度も廢されて全く差別待遇はなくなり人権は尊重され新憲法のもとに國民の生活は保証されたのである。

× 備中國の藩政を示す

藩	知事	藩名	領地草高	政地現高	士卒人員	士卒下禄高
池田	政保	鴨方	二五〇、〇〇石	九、二二〇石	三九三人	三、四六六石
池田	政礼	生坂(高松)	一五〇、〇〇	五、六八〇	二四七	一、八四二
木下	利恭	足守	二五〇、〇〇	一〇、五二〇	四〇三	三、六五一
板倉	勝弼	松山(高松)	二〇〇、〇〇	八、五七〇	六〇八	四、一六一
板倉	勝弘	庭瀬(備前)	二〇〇、〇〇	一〇、四七〇	二四八	二、五五九
関	長克	新見	一八〇、〇〇	六、五一〇	三五二	二、一九二
山崎	治祇	成羽	一二七、四六	四、〇二〇	一七九	一、三九九
伊東	長九郎	田原(備前)	一〇、三〇〇	七、七五〇	三〇一	一、四二八

徳川幕府が江戸に關府してから二百六十五年で政權は終つた。源頼朝が平家を滅ぼして武家政治を創りてから通算六百八十四年を朝廷に奉還した。全国で二百六十一藩であつた。庭瀬藩は四賀陽郡十一ヶ村、都宇郡二ヶ村、山田郡十六ヶ村であつたが管轄が縮少して庭瀬町、近友村、平野村、中田村、沖分、東花尻村、西花尻村、川入村、矢部村、立田村、宮母村、板倉村の十二ヶ村となり後庭瀬県となつた(全国で三府三百二県)。そして中央集權統一の基礎が築かれた。(おわり) 未完

吉備町 本町

矢尾齒科医院

電話吉備局一七 有線四〇五

運送の御用命は

丸中運送

電話吉備局一七八

吉備町下撫川